

学校給食における衛生管理強化推進期間実施要項

大阪府教育庁

1 趣旨

食中毒多発期を迎えるにあたり、学校等において衛生管理に万全を期すことが重要である。

については、学校給食における施設・設備（共同調理場を含む）の確実な点検を行うとともに、研修会や啓発活動を通じて学校給食関係者等の衛生管理意識の向上を図り、衛生管理の改善充実に資することを目的として本要項を定める。

2 学校給食における衛生管理強化推進期間

令和2年6月～8月

3 実施内容

(1) 大阪府教育庁においては、次の事項を実施するものとする。

- ① 大阪府健康医療部と連携し、府立学校及び市町村教育委員会等に対して、学校給食の衛生管理に関する指導助言を行うこと
- ② 学校給食関係者を対象とした研修会、講習会を実施する（紙面やWebでの開催を考慮すること）等、衛生管理意識の向上を図ること。
- ③ 市町村教育委員会等へ情報及び資料を提供すること

(2) 市町村教育委員会においては、次の事項を実施するものとする。

- ① 保健所、医師会等と連携を図り、的確な情報把握が可能となる体制を確立すること
- ② 学校給食実施校及び共同調理場の施設・設備、衛生管理体制等について実態把握を行うとともに、改善すべき事項がある場合は、必要に応じて保健所又は学校薬剤師等の協力・助言を得て、速やかに改善措置を講じること
- ③ 学校給食関係者を対象とした研修会、講習会を実施する（紙面やWebでの開催を考慮すること）等、衛生管理意識の向上を図ること。
- ④ 学校に対して、学校給食で使用する水の水質検査の実施、感染症・食中毒の予防に関する校内研修の実施、学校保健委員会の設置及び活性化等について指導するとともに、その実施状況の把握を行うこと
- ⑤ 広報活動を行うこと

(3) 学校（共同調理場を含む）においては、次の事項を実施し、一層の衛生管理の徹底に努めるものとする。

- ① 学校保健委員会の設置ならびに活性化と併せ、緊急時等における体制の整備を行うこと
- ② 「学校給食施設設備台帳（別途通知）」を整備し、実態把握を行うとともに、改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じること
- ④ 「学校給食衛生管理基準による定期及び日常の衛生検査の点検票」第1～8票に基づく定期検査を1学期中に実施すること
- ⑤ 学校給食で使用する水の水質管理の徹底に努めること
- ⑥ 児童・生徒に対して、感染症・食中毒の予防に関する教育を強化するとともに、日常生活における実践、とりわけ、用便後・食事前等の手洗い励行などの衛生指導の徹底を図ること
また、給食当番の児童・生徒及び教職員の健康管理記録を作成すること
- ⑦ 食中毒等の発生及び二次感染を防止するため、全教職員に対する校内研修の実施に努めること
- ⑦ 家庭における食中毒等の発生を防止するため、保護者への啓発に努めること